沼田記陸運、

二月五日労働組合ハ左様不況ニ悲観シ就業ヲ提出シタルモ事業主ハ之ヲ拒
絶シタルヲ以テ翌六日ヨリ同盟休業ヲ為シタリ、

一、日給ヲ十五円値上スルコト、

二、前借金ヲ一ケ月二十五日ニ為スコト、

三、解雇者ニ日給ノ三ケ月分ヲ給与スルコト、

右ハ組合員ハ協定ニ依リ全部主人ニ委任シテ争議シ、

然ルニ事業主ハ要求ヲ全部ヲ拒絶シ一名六円乃至八円五十銭ノ解雇
手当ノ支給ノ上解雇シ二月八日解決セリ、

同勝見下駄工場、

右記ハ従業員ニ未払賃金九百
労働者、　三五名（内女五名）

財團法人 協調會

参加者、　一一名

旧評議会系　静岡合同労働組合、

沼田記陸運、

右工場ハ前記労働組合ノ休業中ニ営業シ居ル人夫ヲ傭入レ熟練工ヲ指名
三名ハ独立シテ工場経営ヲ企図シ且勤務ヲ怠リシテ自己ノ営業中
ナリトシ事業主ハ右職工等ヲ工場主ト反目シ居ル同人外五名ヲ解雇
シタルニ同人ハ妨害ヲ為シ及職工ハ二月十一日同盟罷業ヲ決行シタル
右事業主ハ仲裁ニ依リ総同盟支部ニ二月二十三日ニ至リ前
静岡県警察署長ニ告発シ並ニ之ガ調停ニ応ジ更ニ完全ヲ
実行シテ解決、

一、職工ノ内全部解雇セズ、全部七十、支払利一ノ三人ハ休職ニ、支

一、解雇手当ハ事業主ト工場主ト協議スルコト、

一、傷害ニ依リ休業中ノ日給ハ全額支給スルコト、